

# 平成26年度 財政状況資料集

## 総括表（市町村）

都道府県名	北海道		市町村類型	I-O		指定団体等の指定状況		区分		平成26年度(千円)	平成25年度(千円)	区分		平成26年度(千円・%)	平成25年度(千円・%)	
						財政健全化等	×	歳入総額	5,423,688			6,097,472	実質収支比率			5.4
市町村名	幌延町		地方交付税種地	2-1		財源超過	×	歳出総額	5,257,361	5,929,450	経常収支比率	83.0	76.7			
						首都	×	歳入歳出差引	166,327	168,022	(※1)	(87.5)	(81.2)			
						近畿	×	翌年度に繰越すべき財源	3,874	12,664	標準財政規模	2,999,819	3,171,732			
						中部	×	実質収支	162,453	155,358	財政力指数	0.16	0.16			
人口	22年国調(人)		産業構造(※5)		過疎	○	単年度収支	7,095	-64,735	公債費負担比率	32.6	25.1				
	17年国調(人)				山振	○	積立金	330	360	健全化判断比率	-	-				
	増減率(%)				-3.8	低開発	×	積立金取崩し額	-	-	実質赤字比率	-	-			
住民基本台帳人口	27.01.01(人)		第1次	22年国調	17年国調	指数表選定	○	実質単年度収支	199,185	109,925	実質公債費比率	12.7	12.4			
	うち日本人(人)			305	333			標準財政収入額	438,930	441,532	資金不足比率(※4)	-	-			
	26.01.01(人)		第2次	275	251			基準財政需要額	2,735,598	2,884,385						
	うち日本人(人)			18.4	16.6			標準税収入額等	545,079	551,197						
	増減率(%)		第3次	913	932			経常経費充当一般財源等	2,536,185	2,454,348						
	うち日本人(%)			61.2	61.5			歳入一般財源等	3,665,031	4,461,881						
面積(km <sup>2</sup> )		574.10														
人口密度(人/km <sup>2</sup> )		5														
世帯数(世帯)		1,224														
職員の状況																
特別職等	区分	定数	1人あたり平均給料月額(百円)	区分	職員数(人)	給料月額(百円)	1人あたり平均給料月額(百円)	地方債現在高	4,867,069	4,997,425						
	市区町村長	1	7,100	一般職員	87	261,696	3,008	うち公的資金	4,083,183	4,262,035						
	副市区町村長	1	6,000	うち消防職員	-	-	-	債務負担行為額(支出予定額)	78,490	79,783						
	教育長	1	5,500	うち技能労務職員	-	-	-	収益事業収入	-	-						
	議会議長	1	2,300	教育公務員	-	-	-	土地開発基金現在高	-	-						
	議会副議長	1	1,900	臨時職員	-	-	-	財政調整基金	974,050	973,720						
	議会議員	7	1,700	合計	87	261,696	3,008	積立金現在高	1,412,090	1,248,430						
					ラスパイレス指数		97.0		減債基金	2,429,970	2,455,820					
									その他特定目的基金							
	一般会計等の一覧	事業会計の一覧	公営企業(法適)の一覧	公営企業(法非適)の一覧	関係する一部事務組合等一覧	地方公社・第三セクター等一覧										(※3)
項番	会計名	項番	会計名	項番	項番	項番	項番	項番	組合等名	組合等名	団体名					
(1)	一般会計	(3)	国民健康保険特別会計	(6)	簡易水道事業特別会計	(8)	西天北五町衛生施設組合	(10)	幌延町トナカイ観光牧場							
(2)	診療所特別会計	(4)	後期高齢者医療特別会計	(7)	下水道事業特別会計	(9)	北留前消防組合	(11)	幌延町畜産振興公社							
		(5)	介護保険特別会計													

(注釈) ※1: 経常収支比率の( )内の数値は、「減収補填債(特例分)」及び「臨時財政対策債」を除いて算出したものである。  
 ※2: 各会計の一覧は主な会計(10会計まで)を記載している。  
 ※3: 地方公共団体が損失補填等を行っている出資法人で、健全化法の算出対象となっている団体については、「地方公社・第三セクター等」の団体名に○印を付与している。  
 ※4: 資金不足比率欄には、資金が不足している会計のみ記載している。  
 ※5: 産業構造の比率は、分母を就業人口総数とし、平成22年国調は分類不能の産業を除き、平成17年国調は分類不能の産業を含んでいる。  
 ※6: 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、「給料月額(百円)」と「1人あたり給料月額(百円)」を「アスタリスク(\*)」としている。(その他、数値のない欄については、すべてハイフン(-)としている)。